



知的財産権法の採択が迫るミャンマー

ミャンマーは、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)、世界貿易機関 (WTO) のメンバーであり、2001年からは世界知的所有権機関 (WIPO) のメンバーでもある。しかし、驚くべきことに、ミャンマーには「知的財産法」がない。

ミャンマーは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) における WTO 合意に従って、知的財産権の法的枠組みのドラフトを作成し、2013年7月1日までに採択することを約束していた。この枠組みが採択されれば、WTOの下で、著作権、商標、特許、工業意匠などの知的財産の包括的な保護が初めてもたらされることになるはずだった。しかし、残念ながら、ミャンマーは期限までにドラフトを作成できなかった。現在は、必要な知的財産権の保護の規定が2014年夏 (医薬品の特許に関しては、2016年) までに制定されることが期待されている状況である。

信じ難いことだが、ミャンマーには知的財産を包括的に管理する法律がないため、特許や工業意匠は、未だにインド特許意匠法 (1911年) によって管理されている。このインド特許意匠法は、インド及びビルマのイギリス領に対して適用された法律であった。1945年、新しい特許意匠法 (以下「1945年法」という) に置き換えられたが、この1945年法の発効は、1993年まで待たなければならなかった。この置き換えがなされなければ、1945年法の第2章 (緊急規定) に従って、効力を持たない1911年法が未だに施行されていたと思われる。ミャンマー登記所 (The Myanmar Office of Registration of Deeds) は、商

標に関してのみ登録法18(f)の下で登録を受け付けるが、特許および意匠はいかなるものであっても登録を受け付けない¹。

実際には、知的財産権は、さらに、ミャンマー国憲法 (2008年) をはじめとする様々な法律によって保護される。例えば、刑法には商標の定義が規定されており (刑法478条) や、登録商標の侵害行為に対する罰則等が規定されている。また、民事上の救済は、民事訴訟を通じて求めることができる。知的財産権を保護するその他の法律は、次のとおりである。

- 商品標法
- 特定救済法
- 海洋関税法
- 土地関税法
- 外国直接投資法
- ミャンマー市民投資法
- 個人事業法
- 科学技術開発法
- コンピュータ科学開発法
- テレビ・ビデオ法
- モーションピクチャー法
- 電子取引法
- マネーロンダリング監督法

知的財産権を保護する唯一の正式な法律は、イギリスの植民地時代に遡る1911年のビルマ (ミャンマー) 著作権法である。しかし、当時の国家 (ビルマ) は、ホストされていないインターネットベースの海賊版、ビデオカメラによる動画の無断録画、又は復号化された放送コンテンツの違法な配布に対する保護に繋がっていたであろう条約 (ベルヌ条約、TRIPS協定、及びWIPOインターネット条約

(WIPO著作権条約およびWIPO実演レコード条約)等を遵守していなかった。また、著作権法3(b)によれば、同法によって与えられる保護は、大統領による通知があった場合のみ、外国の著作権にまで及ぶ。しかし、この法律の下で大統領による通知が行われた事実はない。

上記のような法律の採択に関する問題の深層を理解することが、このほど提案されたミャンマー著作権法のドラフトの検討に有用である。良い前例として、商品標法(法律第35/2013)の改正がある。提案された著作権法案のドラフトのセクション2(AS)及び2(AT)には、著作権保護を回避するために設計された装置の売買に対する明示的な禁止規定が含まれておらず、そのような売買行為に対する民事罰も適用されない。この問題は、特に、海賊版の商用サービスとの関連で顕在化する。さらに、ドラフトは、政府に対して、著作権保護活動を免除する権利を与えているが、これらの規定はすべて、ベルヌ条約やTRIPS協定の条項に違反している。

2014年の知的財産権法の採択に関する動きは、わずかなチャンスの下で、米国によるGSPステータスの付与を実現するためのミャンマー政府の活動に由来する。しかし、一度制定されれば、規制の実施は即座に行うべきであり、規制の対象は、外国の著作権者のために、2012年の外国投資法の下で明確にすべきである。ミャンマーは、国際社会の完全なる一員になるための長い道のを再び歩んでいる。知的財産権の保護は、その歩みの重要な要素であり、ミャンマーは、うまくいけば2014年中にその敷居を跨ぐことになる。

【付記】

(1) 知的財産に関する権利化、契約、権利行使等に関する法律および著作権法の法案は、既に、ミャンマー法務省(UAGO: Union Attorney General Office)に提出されている。

(2) 法案は、UAGOを通過した後、科学技術省(MOST: Ministry Of Science and Technology)で審議される。MOSTで実質的な修正がなされた場合、法案は、再度UAGOに戻される。一方、MOSTで実質的な修正がなされなかった場合、法案は、立法委員会で審議される。立法委員会の審議を経た法案は、大統領に送られる。いずれにしても、法律が発効するまでには、まだまだ長い道のりが必要である。

(3) 商標法に関しては、UAGOの前段階である。UAGOを通過しても、実施規則のドラフトや、組織、財務、人事等のリソースの準備も必要である。したがって、商標制度についても、まだまだ時間がかかりそうである。

- 1 商標については、新聞紙面上に商標を掲載した上でミャンマー登記所に登録を申請することによって、登録することができる。特許および意匠についても、形式的には、商標と同様の方法により登録することができる。しかし、ミャンマーには、登録された特許等について、日本と同様の保護を規定する法律はない。

筆者紹介

Eric Rose (エリック・ローズ)

Herzfeld Rubin Meyer & Rose (ミャンマーで初めての米国系法律事務所)のリードディレクター。特に、合併、買収、民営化、技術移転、コンプライアンスコンサルティング、国際的な商業取引を取り扱う。ミャンマーでの経験は20年以上。

<http://www.herzfeld-rubin.com/>

U Naing Lin Zaw

Herzfeld Rubin Meyer & Roseヤンゴンオフィス所属。専門は、知的財産(商標、著作権、工業デザイン特許)。

編訳者紹介

木本大介(きもと・だいすけ)

日本弁理士、GIP東京特許業務法人所属。1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。企業(知財部)3年、特許事務所7年の経験を経て、2013年7月より現職。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>